

出張報告

報告日 令和4年4月26日

会派名	公明党
報告者氏名	真貝維義 若井恵子
種別	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究 (<input type="checkbox"/> 行政視察) <input type="checkbox"/> 研修会 <input type="checkbox"/> 要請・陳情 <input type="checkbox"/> 各種会議
用務	浜岡原子力発電所視察
日時	令和4年4月11日(月) 13:30 ~ 16:30
場所 (会場)	中部電力浜岡原子力発電所
調査項目等	廃止措置の現状について
概要	<p>1 浜岡原子力発電所の概要</p> <p>原子炉型式：沸騰水型。電気出力合計：361.7万kW（全5号機） 1976年3月17日1号機の運転開始をし、5号機の2005年1月18日運転開始で全号機完成。2011年3月福島第1原子力発電所の事故から2か月後の2011年5月、当時の政府は、浜岡原子力発電所のすべての原子炉停止を中部電力に要請。以後11年、浜岡原発は運転を停止している。</p> <p>2 浜岡原子力発電所の廃止措置</p> <ul style="list-style-type: none">・1・2号機は、2008年12月22日に、浜岡原子力発電所リプレース計画等の決定とともに、1・2号の運転終了を決定し2009年1月30日1・2号の運転を終了。・1・2号の廃止措置は、2009年11月18日に認可を得た廃止措置計画に基づき、第1段階「解体工事準備期間」から第4段階「建屋等解体撤去期間」の4段階に区分し、2030年代後半まで約30年間にわたり実施される。・構内で働く約2,800人のうち、廃止措置で約100~150人/日従事。廃止措置は極力地元企業に委託。・1・2号の解体撤去物約45万トンのうち、約8万トンがクリアランス対象。現在クリアランスの認可を約530t受けている。クリアランス認可を取得した、約80tを地元鋳造事業者に依頼し、グレーチング製品を製造し、発電所構内で活用している。

3 視察個所

- ・1号機原子炉建屋及びタービン建屋内廃止措置現場
- ・クリアランス測定エリア
- ・搬出待ちエリア

4 その他

- ・原子力発電所進入道路から構内正門ゲート入口までの道路（車両1台分の道路）は、一般道と進入ゲートまでの距離が短いために、テロ対策で大きく蛇行させた工事が実施をされている。
- ・構内入り口進入ゲートでは、進入車両のチェックを行う際に車両の自動入構阻止設備の設置あり。
- ・静岡県の指導で構内入り口正門ゲートに放射線測定装置を設置し、入構車両等の放射能汚染有無をチェックしている。（汚染が浜岡原子力発電所由来か否かを確認）。



所感等

- ・ 浜岡原子力発電所1・2号機の廃止は、2011年の福島第1原子力発電所の事故前の2008年12月22日に中部電力のリプレイス計画とともに決定をされた。1・2号機は、2009年11月18日に認可を得た廃止措置計画に基づき、第1段階「解体工事準備期間」から第4段階「建屋等解体撤去期間」の4段階に区分し、2030年代後半まで約30年間にわたり実施される。廃止措置は、廃止措置計画に基づき、廃止措置の第1段階（解体工事準備期間）、2009年度から2014年度における系統除染および汚染状況調査が完了し、全ての燃料の搬出を完了。現在は、2015年度から2022年度における廃止措置の第2段階（原子炉領域周辺設備解体撤去）の作業を進めているが、本年が最終年度となる。福島第一原子力発電所の事故以降、再稼働もなかなか進まずリプレイスの議論も停滞している。廃止措置作業については、4年前にも視察を

行っているが、4年前はタービン建屋のみであったが原子炉建屋も実施をされており確実に進んでいると実感した。また、廃止措置に伴い発生をするクリアランス金属約530tの内約80tについて、地元の業者の理解により、構内の側溝のグレーチングに再利用することも決まった。(クリアランス制度とは、原子力施設等において用いた資材などに含まれる放射性物質について、原子力規制委員会が定める基準(クリアランスレベル)以下であることの確認を受ける制度。)放射能について理解が進み、クリアランス許可を受けた金属について、再利用が一步でも進むことは他の原子力発電所の廃炉措置にとっても望ましいことだと考える。浜岡原子力発電所構内の作業員は1日当たり約2,000人、内1・2号機の廃炉作業に従事をしているのは、地元の企業100人から150人とのことであった。

除染を行ったクリアランス金属の切断になるが、ほぼ大型切断機が作業を行っており、人的作業は単純作業になる。4年前にも廃止措置について視察を行ったが、廃止措置計画に基づいて作業は計画通りに進んでいることを実感した。しかしながら、4年前も同じことを感じたが、廃止措置における廃炉ビジネスで地元企業がどれだけ参入できるのかが課題である。

浜岡原子力発電所も3・4・5号機の再稼働を目指している。中部電力の林欣吾社長は、令和4年の年頭のあいさつで、「電力の安定供給の確保に向けては、再稼働も不可欠。地に足をつけて、着実に歩みを進めていかなければならない」と再稼働の必要性を強調しているが、巨大地震の際の22.5mの津波評価の妥当性などハードルは高いようだ。(真貝)

- 今回、浜岡原子力発電所では福島原発事故を踏まえ、より厳しい事態での重大事故を防ぐために改良盛土での津波対策、緊急時ガスタービン発電機の設置による電源機能強化対策、飛来物防護のための竜巻対策など多岐にわたる機能強化を行っていた。そもそも浜岡原子力発電所は想定される巨大地震に備え自主的に耐震性を強化し、建設当初から余裕を持たせた耐震設計を行っていた。現在も安全性のさらなる追求を求め、努力を続けていることは企業のリスク管理上重要であり、企業倫理の姿勢を感じた。また、1,2号機の廃止措置に伴い、現在は廃止措置計画の第2段階であり、原子炉領域周辺設備の解体撤去である排気筒の筒身解体が完了。廃止措置に伴う解体撤去物は約45万トン、そのうち8万トンはクリアランス可能なレベルということで搬出が可能になり、再利用が進むことは有意義である。現在は解体撤去工事において発生したものの一部が、放射能濃度の確認が終わり、クリアランス金属の一部80tが発電所敷地内の側溝用の蓋として加工され再利用されている。廃炉作業には特殊な技術が必要ではなく、一般企業も関わっていくことができる事業でもある。柏崎刈羽原発においてもいずれ訪れる廃止措置において地元企業の事業参入に大いに参考になると感じた。(若井)